

さいたま市条例第54号

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例

さいたま市屋外広告物条例（平成14年さいたま市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(適用除外)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>6・7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(広告物の管理)</p> <p>第18条 広告物を表示し、<u>若しくは掲出物件を設置する者（管理する者が置かれているときは、その者）又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）</u>は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(点検)</u></p> <p><u>第18条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則</u></p>	<p style="text-align: center;">(適用除外)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(広告物の管理)</p> <p>第18条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（管理する者が置かれているときは、その者）は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 市長は、広告物等の安全管理上必要があるときは、広告物を表示し、若しくは提出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、安全点検を行わせ、及び報告を求めることができる。</u></p>

で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに掲げる者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可又は許可の更新の申請をしようとする者は、前項の規定による点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、許可又は許可の更新の申請をしようとする者が当該許可に係る広告物の所有者等以外の者であるときは、当該所有者等以外の者は、当該広告物の所有者等に対し、第1項の規定による点検の結果の提出を求めることができる。

4 市長は、前3項に定めるもののほか、広告物又は掲出物件の安全管理上必要があるときは、広告物を表示し、若しくは提出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、安全点検を行わせ、及び報告を求めることができる。

(許可手数料)

第26条 [略]

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(業務主任者の選任等)

第29条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 屋外広告士

(2)～(5) [略]

2 [略]

(許可手数料)

第26条 [略]

(業務主任者の選任等)

第29条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者

(2)～(5) [略]

2 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第18条第4項を削る改正及び同条の次に1条を加える改正（第2項から第4項までに係る部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市屋外広告物条例第26条第2項の規定は、この条例の施行日以後に行う同条例の規定による許可（許可の期間の更新を含む。）の申請に係る手数料について適用する。